

## 社会福祉法人白根聖明会役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人白根聖明会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（評議員及び理事、監事、評議員選任・解任委員等）（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (報酬の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬を支給する。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した役員等については、業務に応じた報酬を支給することとする。

(2) 非常勤として勤務する役員の報酬月額は、別表2に掲げる給与月額とする。

(3) 役員等への報酬の支給は、原則上記に限るものとする。ただし周年記念事業として報奨金を節目に支給することができるものとする。この場合は理事長が、別表1に定める範囲内で支給するものとする。

### (役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

(1) 報酬については、別表1に定める額

(2) 役員等が評議員会及び理事会、監事監査、評議員選任・解任委員会等に出席した場合は、旅費規程に基づき、交通費を支給する。ただし、鉄道賃、車賃（乗合自動車）のみとし、自家用車使用による交通費は支給しない。

(3) 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

### (併給の取り扱い)

第4条 役員と職員を兼ねた者への報酬支給及び評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会の同日開催時の支給については以下のとおりとする。

(1) 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している役員に対しては、本規定に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(2) 評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会が同日開催となり、同一の役員が複数の役員会に出席した場合は併給をしないものとする。

### (報酬等の支給方法)

第5条 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に

応じて定める時期とする。

(1) 評議員会及び理事会等に出席した役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

(2) 評議員会及び理事会等に出席した役員等に対する交通費は、当該会議に出席した都度支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

この規程は、平成29年7月1日より施行する。

この規程は、平成30年6月1日より施行する。

別表1 (役員等の報酬)

(1) 評議員日額	
評議員会への出席	5,000円
(2) 理事日額	
理事会等会議への出席	5,000円
(3) 監事日額	
監事監査、理事会、評議員会等への出席	5,000円
(4) 評議員選任・解任委員日額	
評議員選任・解任委員会等への出席	5,000円
(5) 評議員・理事・監事への報奨金	
支給の上限	30,000円

別表2 (非常勤役員給与月額)

(1) 理事長	270,000円
---------	----------